

旭区社会福祉施設連絡会 会則

第一章 総 則

- (名称)
第 1 条 本会の名称は、旭区社会福祉施設連絡会と称する。
- (事務所)
第 2 条 本会は事務局を社会福祉法人大阪市旭区社会福祉協議会事務局内に置く。
- (組織)
第 3 条 本会は区内の施設をもって組織する。

第二章 目的及び事業

- (目的)
第 4 条 本会は区内の施設相互間の親睦、連絡調整と共同活動を推進し、施設の事業の充実発展を目的とする。
- (事業)
第 5 条 本会は前条の目的を達成する次の事業を行う。
ア. 施設相互間の親睦、連絡調整に関すること。
イ. 施設と地域社会の連携に関すること。
ウ. 関係官公庁、社会福祉法人旭区社会福祉協議会関係団体との連絡協調の促進に関すること。
エ. その他目的達成に必要な事業に関すること。

第三章 役 員

- (役員)
第 6 条 本会にはつぎの役員をおく。
- | | | |
|-----|-----|--------------------------|
| 会 長 | 1 名 | |
| 副会長 | 2 名 | 公立施設から 1 名
私立施設から 1 名 |
| 会 計 | 1 名 | 区社協事務局 |
| 監 事 | 1 名 | |
- なお、会長は總會の承認を得て顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条

会長、副会長、監事は総会において会員の互選により決める。

(役員の仕事)

第8条

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長はこれを補佐する。
3. 会計は本会の財務を管理し、出納の実務を遂行する。
4. 監事は本会の事業運営及び財務を監査する。
5. 顧問は本会の事業計画の諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第9条

1. 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

(総会)

第10条

総会は本会の最高議決機関とする。

1. 総会は会長が招集し、その議長となる。
2. 定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
3. 本会はその目的の達成のため事業および研修会を行う。

第五章 会 計

(経費)

第11条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

1. 本会の会費は必要に応じて、その都度徴収する。

第六章 その他

(会則の変更)

第12条

本会の規定は、総会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規定は平成11年11月24日から施行する。